

第4号

発行日：平成16年2月12日

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京ニュース

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京
東京都渋谷区桜丘町4番23号渋谷桜丘ビル8階
渋谷共同法律事務所内

TEL：03-3463-4351

FAX：03-3496-4345

原告・被害者からの声

薬害肝炎訴訟を闘う

薬害肝炎訴訟東京原告団・原告番号11番

2002年10月にわれわれ原告団は、東京地裁に薬害肝炎損害賠償請求訴訟を提起した。私たちは、手術や大量出血などで使用された血液製剤にC型肝炎ウィルスが混入していたため、ウィルスに感染してしまった。原告の中には、肝炎発症におびえる人や、すでに発症し、肝機能を抑えるために定期的に通院しなければならない人、肝癌まで移行しすでに死亡した方の遺族も含まれている。東京・大阪での提訴後、各地で続々と提訴が相次ぎ、現在の原告数は60人となった。

薬害肝炎問題は、現代日本の抱える過去のずさんな医療行政、利益重視・安全性度外視の医薬品供給体制に起因する問題の表出であり、そのことは各地で提訴が相次ぎ、原告数が増えつづけていることから明らかなのだが、国・製薬企業は責任を認めず、法廷においても責任逃れの答弁に終始している始末である。公判は隔月で続けられ、弁護団は毎回、「防ぎえた薬害」であることを主張している。私は東京で開かれる全ての公判を傍聴しているが、被告側は「防ぎえなかった」ことを説得力のある論拠を用意して主張することをしないで、血液製剤の有効性や原告それぞれの他原因による感染の可能性を検討する個別的因果関係をもちだして論点をずらすことに懸命である。とくに東京訴訟においては、被告側が原告の感染によってもたらされた悲惨きわまる生活の変化を法廷で陳述する「意見陳述」の機会を奪い、実際にどのような被害を受けたかを具体的に知る手立てを傍聴者や裁判官に知らせることを妨害するありさまである。

私は薬害肝炎訴訟を闘っている。今回の訴訟には、投薬証明を医療機関から取得できなかったなどで戦列に加わることが出来なかった多くの方がいらっしゃることを自覚しながら、全国で闘う原告の皆さん、弁護団の皆さん、そして、訴訟を支援して下さる支援者の皆さんとともに今回の、理不尽極まりない被害の責任を明らかにするため、闘っている。多くの支援者の皆様が、提訴当時から、関心を寄せてくださり、惜しみない支援をいただいた。本当に本当に感謝している。心から「ありがとうございます」と言いたい。自らの肝炎治療で財産を処分し、貧窮した生活を送る人、肝炎の進行におびえながら生きる人、肝炎であることを隠さなければ差別を受けるかもしれない人、

肝炎のため生活が著しく制限される人、全国に暮らす何百万もの肝炎患者が人間らしい生活を取り戻せるように、原告と弁護士が闘いに挑んでいる。しかし、私たちの闘いは、多くの支援者の皆さんによって成り立っているものだ。日ごろの暖かいご支援を今一度感謝しながら、今後も温かい支援を続けていただけるならば、本当に嬉しく思う。よろしくお願いします。



B型肝炎訴訟 札幌高裁判決（1月16日） 原告3人逆転勝訴！

世話人 高島譲二

集団予防接種「感染予見できた」 国の責任認める

北海道内のB型肝炎患者ら5人が、感染したのは乳幼児期に受けた集団予防接種で、針や筒を交換しなかったのが原因として1989年6月に提訴、札幌地裁は2000年3月、「高度な確実性が証明されたとは言えない」として、訴えを退け、原告側が控訴していました。

この判決を受けて1月23日、原告、弁護団、支える会、日肝協ら5団体の代表13人が国は上告せずに、肝炎患者・家族への謝罪と恒久対策などを求めた「要望書」を提出しましたが、厚生労働省は札幌高裁判決を不服として最高裁に上告受理の申し立てをしました。除斥期間が経過しているとして請求を棄却された原告2人も最高裁に上告しました。下記に高裁判決に際して出された日本肝臓病患者団体協議会の声明を紹介します。

15年間闘い続けられてきた、集団予防接種によるB型肝炎感染の『国の責任を問う訴訟』に、1月16日札幌高裁の控訴審判決が示されました。

判決の要旨は、「控訴人5名について、感染の原因は当時の集団予防接種にあり、国がすでに明らかにされていた知見に基づくウイルス感染予防の措置を怠ったために、B型肝炎ウイルスに感染したものである。従って国は5名中3名に対して示したとおりの損害賠償を支払え。残り2名については提訴した時点で民法第724条の定めるところにより損害賠償請求権が失われているので、損害賠償を命じることはできない」というものです。

感染原因および国の賠償責任については、原告（控訴人）の主張を全面的に認め、全体としては画期的な判決といえます。しかしながら民法第724条の「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時」の解釈を巡っては議論の残るところです。

控訴人たちが最初の提訴をしてからこの15年間、どれだけ多くのB型肝炎患者が増えたことでしょう。これらもすべて余分な被害者を増やしたものとと言えます。

これらの現状を鑑みて国は、この判決に対する上告を絶対に行うべきではありません。国は直ちに判決に従い、損害賠償はもとより、判決が指摘する過去のすべての集団予防接種に関して、積極的に肝炎患者対策を行うべきです。その中には、B型肝炎に対する最新の知識と治療方法と技術の広範な普及、ならびにB型肝炎のために生活に困窮しているすべての家族の生活上の問題に、福祉政策上の特別な措置の実施が含まれるべきです。厚生労働省が、国民の生命、健康で文化的な最低の生活に、本来負っている任務を果たすのであれば、これらは全く当然のことです。

厚生省の過去の過ちを隠すことで擁護するのではなく、過ちを改めるところから始められなければなりません。国民の安全で健康な生活を守り、あくまで福祉国家の立場を守るのか、それともその役割を投げ捨てるのか、国が今回の判決に従うかどうか判断の一つの基準があります。

このたびの札幌高裁の画期的な判決を導き出した原告、弁護団、肝炎訴訟を支える会の皆さんの奮闘、全国から寄せられた激励に感謝します。この判決を活かすために、全国の肝炎患者、ご家族の皆さんと「国による肝炎対策」の抜本的な拡充が進められるように、いっそう奮闘する決意を固めています。皆様のご支援とご協力をお願いします。



東京でも医療講演会開催！

弁護士小松雅彦

1月25日午後1時30分より午後4時40分頃まで、文京区民センターで医療講演会が開催されました。

主催は支援する会と弁護団が中心となった実行委員会です。

第1部が聖マリアンナ医大元教授の飯野四郎先生の肝炎治療などについての医療講演、第2部が訴訟の説明なども交えた交流会でした。

参加者は約90名。弁護団のホットラインにお電話いただいた方で関東周辺の方約600名および支援する会の会員の皆様に手紙でご案内をして、約30名の方から出席のお返事を頂いていました。どのくらいご参加いただけるかは未知数で、50名くらいかなと思っていたのがその倍ちかくで、本当にびっくりしました。私は受付をやっていましたが、受付であんなに列ができたの

は久しぶりです。

飯野先生の講演も大変すばらしいものでした。私は血友病患者会との関係で、肝臓病についての医療講演会は結構聞いたことがあるのですが、私が聞いたことのある講演は、「肝臓病はA、B、C、D、E型があって、インターフェロン治療があって最近の治療は進みつつある」という程度のものがかなり多かったのです。ところが飯野先生の講演は、基礎的でわかりやすく、かつ最新の知識をふまえたのものでした。質疑などを聞いていても飯野先生の患者に対する愛情を感じました。

一方、飯野先生はできるだけ患者に希望を持たせよう、という観点でのお話という気がしましたが、質問で出てくる患者さんの実情はかなり悲惨だと感じました。きちんとした治療が受けられない状態で放置されている人が実はまだまだたくさんいるのではないかと感じました。

医療講演会での質問もたくさん出て、また交流会でも活発な質疑応答が続き、予定時間を大幅にオーバーしてしまいました。裁判への熱い期待も感じました。

感想もたくさん寄せられ、またやってほしいという声がたくさんありました。また、閉会后、何かお手伝いをしたいという声も上がりました。

反省会で、4月頃神奈川で医療講演会を開催したい、という案が出ています。

また、その後弁護団では、全国的に医療講演会を実施しよう、東京の弁護団は支援する会や肝臓病患者会、各地の弁護士と協力して関東1都6県及び新潟、長野、山梨、静岡で医療講演会を開催すべきだ、という提案がされています。

東京でも若い力が育っています！

学生の会の近況報告

こんにちは。共立薬科大学の那須いずみです。寒い日が続きますがみなさんいかがお過ごしでしょうか？学生の会では会の活動がだんだん活発になってきたのでそんなところを皆さんに報告したいと思います。

現在のML会員数は30人くらいといったところです。まず、12月11日に学生の会として初めて勉強会をしました。そこには30人ほどが集まり、原告の方や弁護士さんの話を熱心に聴いていました。ここでのアンケートで「もっと知りたい」「自分にできることをしたい」など、意欲的な声が聞かれました。これから行うイベントとしては、2月14日(渋谷)、23日(銀座)にてピラ配りを行います。そこではバレンタインに絡めて「愛する人は恋人だけですか？」というコピーを入れて、人目を引き、愛する母親や周りの人が被害者になっていたかもしれないということから関心をひきつけようと思っています。

次に、3月27日には原告の方も含めて勉強会&交流会を催します。

5月15日には色々な大学から学生を呼んで薬害C型肝炎を知ってもらえるような大きな新入生歓迎会を予定しています。そこでは模擬裁判なども企画して楽しい会になればと考えています。

また、イメージソングのメロディーが決まり(オリジナルで学生が作ってくれました！)、イメージカラーも

暖かいオレンジにだいたい決まり、キャッチコピーや愛称も決まりつつあります。

全国的な動きとしては、キルトを作ろうということになりました。多くの人の思いが詰まった素敵なキルトを色々な場所でアピールできたら効果的だと思います。

これから新入生勧誘や、裁判の山場に向けて地域を越えて、多くの人と共に活動を広げていけたらと思います。東京もがんばるぞ〜〜〜!!!

「薬害肝炎訴訟を支える東京学生の会」とは？

東京・大阪・福岡・仙台・名古屋で行われている薬害肝炎訴訟を支援する学生のグループです。

東京では、2003年10月の薬害根絶フォーラムに参加した法学部、薬学部、医学部の学生などで結成され、現在、裁判傍聴、学習会、署名集め、原告との交流などの活動を行っています。

メールアドレス：hcv_tokyo@hotmail.com

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/CollegeLife/4772/index.html



この間の動きなどについて

弁護士小松雅彦

1 裁判期日

昨年12月16日午後3時から東京地裁103号法廷で、裁判期日が開かれました。

この中で、原告側は第6、第7準備書面を提出し、かつ法廷で骨子を説明しました。第6準備書面はC型肝炎が重篤だということ、第7準備書面は本件の血液製剤が有効性がなかったということでした。一方、国は第5準備書面、三菱ウエルファーマも第5準備書面を提出しました。国の主張は因果関係がないというもの、三菱はC型肝炎の重篤性・予見可能性を争うというものでそれぞれ大変不当なものでした。(国も三菱も口頭での説明はありませんでした)

原告の意見陳述はできませんでした。被告側は意見陳述に強く抵抗しています、何とか裁判所の姿勢を改めさせなければなりません。

期日が終わってからは、法廷で非公開の進行協議手続きが行われました。その中で、国、三菱、日薬の代理人が次々回の期日までに総論について主張を終える予定であるとしてました。また、6月以降証人尋問期日が入ることが確定しました。さらに8月31日と9月1日にパーカー尋問の実施が決まりました。パーカー氏はアメリカFDAの高官として、フィブリノゲン製剤の承認取り消しに深く関与された方です。

早期解決に向けて裁判がどんどん進行しています。

一方弁護士会館では報告集会が開催されました。

裁判についての簡単な報告の後、原告番号4番の方のお話、大阪原告の桑田さんのお話、大阪・

東京の学生の会からの報告、たまたま傍聴していたフィラデルフィアから来ていた弁護士の感想など盛りだくさんでした。

また、法廷スケッチをされた染谷さんからのコメントもあり、スケッチ共々好評でした。

2 弁護団合宿での議論

2月7、8日と全国弁護団合宿が大阪で行われ、総論主張のまとめのつめ、立証計画、運動などについて議論されました。

運動については、各地の経験交流がされ、特に全面解決にあたっての東京の運動の重要性が強く指摘されました。関西、特に九州の運動が進んでいます。

また、放置された肝炎患者へきちんと医療情報を提供する医療講演会活動を全国各県で開催しようという提案もされました。きちんとした情報及び医療を受けられていない肝炎患者さんは本当にたくさんいるというのは実感です。また支援運動などの拡大強化にとっても意味があります。

さらに、フィブリノゲン製剤の納入医療機関の調査公表などを求める署名集め運動の重要性も指摘されました。ちなみに昨年実施された情報公開請求に対する非公開についての異議申し立ての結論が近々出そうだ、といわれています。これにあわせて署名を集め、厚労省に圧力をかけることが重要だと思われまます。

原告全国意見陳述集のとりまとめ作業も急ぐことが確認されました。

3 今後の運動のスケジュール、イメージ等

春に向かって、学生・若者が様々な運動をします。また4、5月はたぶん関東各県で医療講演会が開催されていると思います。

5月29日頃には集会が行われる予定です。

薬害肝炎で騒々しい雰囲気となるはずです。

そして、裁判は総論証人の尋問となります。8月9月は厚労省前の薬害根絶デーとバーカー尋問です。暑い夏を迎えることとなります。

どうかご支援よろしく願いいたします。

裁判期日のご案内

2月16日15時～	仙台	
2月24日15時～	東京	
3月17日13時30分～14時30分	福岡	
3月19日13時15分～	大阪	
3月30日13時～	名古屋	
4月19日15時～	仙台	
4月20日15時～	東京	
4月23日13時30分～	大阪	
5月19日10時～17時	福岡	福岡証人尋問開始
5月24日13時15分～	大阪	

5月25日13時10分～	名古屋	
6月8日10時～17時	東京	東京証人尋問開始
6月21日10時～17時	大阪	大阪証人尋問開始
7月5日15時～	仙台	
7月7日10時～17時	福岡	証人尋問
7月27日10時～17時	東京	証人尋問
8月25日10時～17時	大阪	証人尋問
8月31日10時～14時30分	東京	証人尋問
9月1日13時30分～17時	東京	証人尋問
9月15日10時～17時	福岡	証人尋問
9月28日10時～17時	東京	証人尋問
10月4日10時～17時	仙台	証人尋問開始
10月20日10時～17時	大阪	証人尋問
11月17日10時～17時	福岡	証人尋問
11月30日10時～17時	東京	証人尋問
12月6日10時～17時	仙台	証人尋問
12月20日10時～17時	大阪	証人尋問

(なお、期日や法廷が変更になることもありますので、傍聴をご希望される際は、弁護団・支援する会等にお問い合わせをされることをお勧めいたします)

弁護団のホームページのアドレスは以下の通りです。

<http://hcv.jp>

拡大世話人会のお知らせ

薬害肝炎訴訟は今年、証人尋問が行われ大きな山場をむかえます。今年の活動を皆さんと一緒に考えたいと思います。次の通り拡大世話人会を開きますので是非ご参加ください。世話人だけでなく一般会員の方も、あるいは会員ではなくても関心のある方はどうぞおいで下さい。歓迎致します。

日時：2月17日(火) 午後6時30分～8時30分

場所：真生会館2階 第2会議室

〒160-0016 東京都新宿区信濃町33-4 真生会館ビル

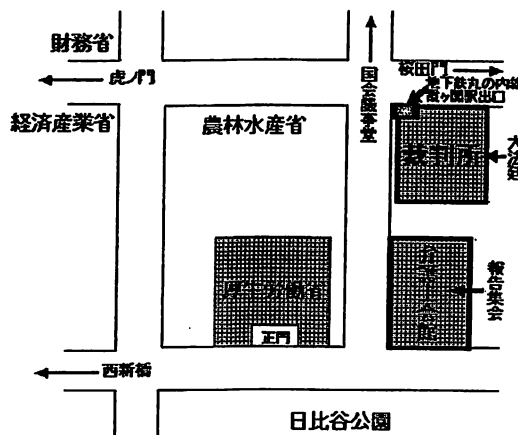
TEL 03-3351-7121

薬害肝炎訴訟法廷傍聴のお願い

薬害肝炎訴訟の裁判期日は次の通り行われます。出来るだけ多くの方が、この裁判を見守り、厚生労働省、製薬企業が行っていることを裁判を通して監視しましょう。

日時：2月24日（火） 午後3時

場所：東京地方裁判所 103号法廷（1階大法廷）



* 裁判終了次第、裁判所隣の建物の弁護士会館において報告集会が行われます。どなたでもご自由に参加できますので、是非ご参加ください。

会員の皆様へ

いつもご協力、ご支援いただきありがとうございます。

おかげさまで、会員も260名を超え、毎日少しずつ会員が増えているところです。

ただ、なにぶんボランティア作業であり、事務にミスが出ることについてはお許し下さい。しかし、できる限り少なくしようと頑張っています。

また、財政的な面及び作業量の面で、入会いただいた方に、入会確認書等および会費領収証が発行できません。あしからずご了承下さい。

また、入会された方には、2月に1度会報を送りいたしています。住所などの間違いがありましたら、お知らせ下さい。

以上、今後ともよろしく願いいたします。

入会及びその他当会に関するお問い合わせは、下記連絡先までご一報下さい。

(連絡先) 東京都渋谷区桜丘町4番23号渋谷桜丘ビル8階

渋谷共同法律事務所

TEL: 03-3463-4351 FAX: 03-3496-4345